

平成 30 年度第 1 回岸和田市環境審議会 会議録

承認		事務局							《開催日時・場所》 平成31年3月13日(水) 14:00～16:00 岸和田市立中央公民館 4階 多目的ホール	
会長	山根委員	市民環境部長	環境課長	参事	主幹	担当長	主査	担当員		
済	済									
《出席者》 環境審議会委員：20名中14名										
石田委員	宇口委員	梅崎委員	江種副会長	大家委員	表委員	川瀬委員	佐久間委員	佐藤委員	高原委員	
—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	
竹中委員	谷口委員	辻委員	中山委員	原宗久委員	原祐二委員	松井委員	山田委員	山根委員	吉田会長	
○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	
理事者・事務局	(理事者) 春木市民環境部長 (事務局) 環境課：谷藤課長、大工参事、重田参事、坂本主幹、亀田担当長、村井担当員、植田担当員									
傍聴人	0名									
《案件概要》 ＜審議事項＞ 岸和田市環境保全条例の改正について ・岸和田市環境審議会公害規制専門部会 部会報告 ・岸和田市環境審議会環境政策専門部会 部会報告 ＜報告事項＞ 岸和田市環境計画の進捗状況について										
《内 容》 別紙次第のとおり進行 ● 開会 ● 委嘱状交付 春木部長から委嘱状を交付。 ● 市長挨拶 永野市長の挨拶を春木部長が代読。 ● 自己紹介 ● 事務局より機構改革の報告										

● 資料の確認

● 審議会会長及び副会長挨拶

—・—・— 議 事 —・—・—

● 議事録の確認委員の指名

● 審議事項「岸和田市環境保全条例の改正について」

（会長）

それでは、審議に入りたいと思います。昨年審議会での岸和田市環境保全条例の改正につきまして、市長より諮問いただきました。専門的な内容が多く含まれますので、集中的に議論いただくという意味で、部会を設けさせていただきました。公害規制専門部会は副会長の江種部会長に、環境政策専門部会は竹中部会長にお願いした次第でございます。お忙しい中、2回にわたりそれぞれ集中的な議論を行っていただきました。また、部会員の皆さま方にもそれぞれお礼を申し上げたいと思います。それではまず、この2つの部会から、部会の報告をいただきたいと思います。まず、公害規制専門部会の報告につきまして、ご報告をお願いいたします。

（公害規制専門部会長）

公害規制専門部会の部会長の江種です。岸和田市環境保全条例の改正について、公害規制専門部会で審議を行った結果について報告いたします。資料の1と2を見ていただければと思います。

昨年3月7日に、岸和田市長から、岸和田市環境保全条例の改正について生活環境の保全と公害の防止に関する規定等に関する諮問を受け、公害規制専門部会を2回開催し審議を行いました。部会報告は、資料2となっていますが、その概要を資料1にまとめていますので、この資料1を用いましてご説明をいたします。

まず、改正の背景と理由ですが、現在の岸和田市環境保全条例は昭和51年に公布された岸和田市環境保全条例が平成15年に全部改正されたものです。市条例制定後15年以上経過し、公害関係法令や大阪府生活環境の保全等に関する条例と規制対象に重複が生じてきております。市条例制定当時は、公害関係法令等の規制権限の多くが大阪府知事にありましたが、現在は大部分の権限が大阪府知事から岸和田市長に移譲されております。具体的には、岸和田市では自治事務である騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づき事業所への規制を行っており、平成14年4月に特例市に移行した際に水質汚濁防止法等に基づく規制事務が新たに政令委任されました。平成23年より、大阪府権限移譲により大気汚染防止法などの事務が順次、大阪府から事務移譲されています。よって、今回の見直しにより、市条例と公害関係法令との整合をはかりました。当部会で審議をした、市条例「第3章 生活環境の保全と公害の防止」は、第1節 公害の防止からの構成となっており、順に内容について説明します。

まず、指定事業所に関する規制です。資料1の（2）、指定事業所の規制のところから始めていきたいと思います。指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり適切な規制基準が設けられているか、他法令で規制されている事業所について、二重に義務を課すなどして、過度な規制となっていないかという点を審議しました。表に現行の規制基準をまとめております。（2）の下にある表になります。排水基準は、過去環境審議会で議論しており、「指定事業所に対しては、特定事業場と同じ排水基準値を適用する。」との答申を示しており、基本的な考え方に変更はございません。亜鉛含有量は、省令改正により特定事業場に係る基準が5mg/Lから2mg/Lに強化されていることから、市条例においても亜鉛含有量の排水基

準を5mg/Lから2mg/Lに強化することが適当であるといいたしました。次に、騒音及び振動に係る規制基準は、全ての事業場に対し府条例で市条例と同等の規制基準を設けていることから、市条例で規制基準を設定する必要はないといいたしました。大気基準は、一般粉じんの飛散防止を目的とした規制基準が設定されておりません。粉粒塊たい積場等一般粉じんの飛散のおそれのある施設に対し、大気汚染防止法及び府条例では設備構造基準が設けられていますので、同等の設備構造基準を設定することが適当であるといいたしました。指定事業所は、公害関係法令等や府条例で規制されている指定事業所については、同一の行為に対して重複して手続きを課しており、市条例であらためて指定事業所として取り扱う必要が無くなっているものがありますので、他の公害関係法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課することをないようにすることが適当であるといいたしました。

次に特定建設作業に関する規制です。資料1の(3)のところになります。火薬を使用する破壊作業は、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制により生活環境の保全がはかられているため、特定建設作業から除く事が適当であるかについて、審議を行いました。また、特定建設作業は、同一工事内において法又は府条例対象の特定建設作業が行われることが多く、法又は府条例による特定建設作業が実施されている工事内に行われる特定建設作業については過度な規制となっていないかという点について審議を行いました。特定建設作業とはバックホウ等を使用する建設作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例（騒音・振動）において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられており、市条例では横だしで7つの作業について同様に定めています。その中の火薬を使用する破壊作業については、届出件数は年2件で、同一の事業場であり、近隣に民家等がなく生活環境を阻害するおそれはないと考えております。また、火薬類取締法でも規制されており保安区域を100m設ける等、市条例より厳しい規制がありますので、公害の未然防止と生活環境の保全に必要な措置がとれるため除くことが適当であるといいたしました。また、市条例対象の特定建設作業を行う際には、同一工事内において、法、府条例に基づく作業も同時に行われる事が多く、法・府条例の届出で規制可能と考えられます。しかし、一部の工事内では市条例に基づく作業のみが実施されることもあり、市条例に特定建設作業の規定があることで、公害の発生を抑止している側面もありますので、公害の未然防止の点からも引き続き規制をすることが望ましいと考えます。なお、技術革新により低騒音化、低振動化が図られるものについては、それらの情報等を収集し適宜、適切な措置を事業者に求めていくことが適当であるといいたしました。

次に自動車公害の防止に関する規制です。資料1の(4)のところになります。自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務は、府条例に同様の規定があり、自動車の駐車時における原動機の停止は、事業者への勧告等の規定があり、それぞれ除くことが適当であるかについて審議を行いました。また、交通公害に関する適切な措置の要請も他法令で同等の規定があり、除くことが適当であるかという点についても審議を行いました。市条例では、第46条、第47条及び第48条により、自動車公害の防止を目的とした規制がございますが、他法令等に同様の規定があります。他の公害関係法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課することの無いようにすることが適当であるといいたしました。自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務は、岸和田市としても、どのように生活環境の保全を図っていくかという姿勢を示す必要があることから、条例や個別計画のなかで改めて検討されたいといいたしました。

次に放送電波障害の防止です。資料1の(5)のところになります。放送電波受信障害の防止として、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の建築確認の申請等の際にテレビ電波受信障害調査報告書等の提出を求めているため、建築規制部局が所管する条例で定めることが適当であるかという点について

審議しました。実際の事務を所管する部局と条例を所管する部局が異なるため、事務を所管する部局の条例に移行することとし、当該部局と十分に協議し、制度の運用に応じ必要な見直しを実施する。移行の時期については建築規制部局が所管する条例の施行と合わせるのが適当であるといいました。建築物以外
の原因でおこる電波障害については、生活環境への影響について情報収集等を行い適宜、適切な対応をされたいといいました。

最後にその他生活環境の保全等です。資料１の（６）のところになります。資源の循環利用及び廃棄物の減量、廃棄物の適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止については、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に同等の規定があり、この市条例で取り扱うことが適当であるかという点について審議しました。市条例では、第５６条、第５７条及び第５８条により、廃棄物の適正処理等を目的とした規制がございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に同様の規定があり、岸和田市廃棄物の減量化及び適切処理に関する条例により廃棄物の適正処理等への取組が示されていますのでそれらにより進めることが適当であるといいました。

公害規制専門部会の報告は以上でございます。

（会長）

江種部会長ありがとうございました。重ねての説明は割愛したいと思いますが、資料２の後ろから２枚目に参考資料１というのがございます。今回新しい委員がいらっしゃるので、改めて確認しますが、環境保全条例の改正についてという諮問の写しがございます。その中の２「生活環境の保全と公害の防止に関する規定について、指定事業所及び規制基準の内容について、他法令との整合を図るとともに、生活環境の保全のための必要な規定の整備」を行っていただきたいという諮問に基づいて、具体的な見直しを行ったということでございます。資料１にまとめてございますので、それぞれの理由、背景についてはお分かりいただいたと思います。初めて耳にするような言葉、指定事業所や特定建設作業という言葉がござい
ます。法律なので、特に規制しないといけない対象をこのように限定して、指定事業所や特定建設作業
というのを設けて規制する訳ですが、それが例えば府の条例と重複すると、新しく事業を行う場合に、両方に届出を出さなければいけないとか、同じことを規制するために、手間をかけてしまうということにもなりかねません。それから、基準の強化ということを部会長がおっしゃいました。亜鉛含有量等、基準が変わってきている訳です。片一方がより生活環境保全のために、厳しい内容にしているのに対して、片一方では緩い規制をしているままではいけないので、そこは揃えていきましょう。あるいは、３点目にあるような、技術的な改良で対応できるものについては、見直しを図っていきましょう。素より、先ほどの最後の廃棄物のお話でもありましたが、岸和田市環境保全条例というのは、市が最初に作った、環境を保全するために大事な手段で、当初この条例しかなかったんですね。そうすると、この条例で全てまかなわないといけない、となる訳ですが、その後、国の法律でも環境基本法ができ、循環型のリサイクルの法律ができ、更に生物多様性等を保全する法律ができ、というように基本法を基にどんどんいろんな法律ができた。市でも同じで、岸和田市環境保全条例ができて、全てまかなうようにするのだけど、その後で廃棄物の条例が出てくるなど、いろんな条例が後で作られる訳ですね。そうすると、振り返ってみると、岸和田市環境保全条例と同じことをカバーしていたり、というようなところが、先ほどの（６）の話であったりする訳ですね。その時点その時点ではベストだったのですが、段々年数が嵩みますと、重複や漏れが出てきたりする部分がございますので、そういう整合を取りながらチェックしていこうというのが、目的だったんです。私も色々資料をいただいても、難しいところが多いので、ご質問でもご意見でも承ればと思います。

特に部会員の方で、補足することはございますか。よろしいですか。では、どなたでも結構なので、何かご質問ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

資料2のP11の特定建設作業の数は、括弧に入っているのが市条例単独での規制だと思いますが、これ平成27年度、28年度、29年度となっていますが、括弧内の数とすれば、インパクトレンチだと11件あり、ほかの法、条例以外で、市で規制しないとイケないものが大分増えていくと思いますが、これは傾向としては、まだまだ市でやらないとイケないという傾向はあるんでしょうか。

(会長)

件数の話ですか。

(委員)

そうではなくて、中身で、市の条例で対応しないとイケないもの。

(事務局)

市が横だしで特定建設作業として規定しているのが、委員がおっしゃっている資料2のP11の表の4-1の1~7となっています。この1~7については、法もしくは大阪府生活環境の保全等に関する条例では規定されていない作業になっています。表の見方としまして、総数のところに、一番上の「アースオーガーと併せてくい打ち機を使用する作業」のところは、「1(0)」となっているんですけど、この読み方としては、平成27年度にこの届出を1件受けました、市条例単独のところは0になっているということは、併せて法に基づく特定建設作業等が実施されたということが意味されています。3番目の「火薬を使用する破壊作業」については、総数が2、括弧の中が2となっていますので、届出を受けた2件全てが法及び府条例に基づく特定建設作業が行われずに、市条例だけの特定建設作業が行われたということの意味しています。今回「火薬を使用する破壊作業」については、火薬類取締法がありますので、そちらの方で生活環境の保全が図られるということで、3番については、そのまま除外できるのではないかとということです。それ以外の1、2、4~7については、年度でばらつきがありますが、市条例単独というものはあったり、なかったりで、重機の小型化等が図られた場合に、そういう小さい機械というのは、そもそも法、条例では対象にしていないということがあります。そういった建設現場の苦情というのは、少なからずあるので、やはり市条例としては、そういう音や振動の著しく発生すると思われる工程については、まずこの特定建設作業に引っかからないような方法を考えてくださいと。どうしてもこういう工法をされるのであれば、規制基準がありますので、その基準に沿った形で実施していただきたい、ということを示すためにもこの規定というのは必要じゃないかということで、部会員の方からご指摘いただいたと考えています。件数については、今後どうなるかというのは推移を見ていかないと分かりませんが、ご指摘いただきましたので、市の方で今後も新たな作業を追加する必要があるのか、それとも今後削っていけるのかというのを、次の見直しに向けて情報収集というのは図って行く予定にしております。

(会長)

今の委員のご質問に関連して確認ですが、先ほど事務局からあったのは、横だしということですので、この表4-1の1~7の特定建設作業では、法律、騒音規制法や振動規制法ですね、それから府条例では規定されていない作業である、けれども、括弧の市の単独とその総数とにズレがあるということは、国の法律や府条例で規制されることができたものがこの差になるということですね。横だしだけ、規制できているというのはどういうことですか。ご説明いただければ。

（事務局）

全く同じ作業というのは、法律、府条例には規定されておりません。市条例に規定しているのは独自の特定建設作業になります。ただ、「アースオーガーと併せてくい打ち機を使用する作業」を例に出すと、どうしても「アースオーガーと併せてくい打ち機を使用する作業」の中で、バックホウ等の重機を使用することが必要になってくるケースが多くあります。その場合については、バックホウを使うこと自体で、既に大阪府生活環境の保全等に関する条例の特定建設作業に該当している工事現場となっています。そこで岸和田市の方に届出はされますので、その情報が把握できるという形になっています。そのため1番の「アースオーガーと併せてくい打ち機を使用する作業」が市条例単独は0となっているのは、ここでバックホウを使用されているので、市条例の「アースオーガーと併せてくい打ち機を使用する作業」自体の届出がなかったとしても、その府条例の届出で、工事現場等の規制に対して市の方で立入り等、指導ができるという形になっています。

（会長）

ありがとうございます。ここに書いてあるそのままの作業の種類で規制された訳ではなくて、これに伴う国の法や府条例で規制されている作業の種類で以って規定されているということですね。よくわかりました。色々と細かいところでは逐一確認していかなければいけないと思いますが、現時点でご確認いただき、その細かいところにつきましては、部会の方でご検討いただいたかとは思いますが、ご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。基本的な見直しの方針や考え方については、皆さまご納得いただけたかと思しますので、一旦この公害規制専門部会につきましては、部会の取りまとめの内容をそのまま答申ということにさせていただきたいと思えます。次に環境政策専門部会の方をご説明いただいて、併せて諮問に対しての答申ということで、進めさせていただきたいと思えます。それでは、竹中部会長お願いします。

（環境政策専門部会長）

環境政策専門部会の審議内容の報告をさせていただきます。資料3「岸和田市環境保全条例の改正について」をご覧ください。

まず、(1)岸和田市環境保全条例改正の背景・理由ですけど、条例のこれまでの改正経過と、今回の条例を改正するに至った理由として、社会の変化に対応する規定の追加や重複しているものの整理という視点に立ち、審議したということをここに書いております。先ほどと同じ背景になっております。

次の(2)環境施策についてですが、平成15年に市条例の全部改正を行った際に、生物多様性及び地球環境の保全について基本理念で規定しましたが、施策を推進する規定がなかったということで、これからの時代の流れも加え、市民と協働して行うという観点を踏まえながら「第2章 環境施策」の中に規定を追加することを検討しました。現行の市の生物多様性地域戦略や地球温暖化対策実行計画と整合を図りながら、条文を追加されたいということを部会からの報告としました。

次に(3)自然環境の保全と回復については、既に他の法令等により保全区域等が指定され、行為が規制されているなかで、市条例の保全区域を指定することは過度の規制にならないかを検討しました。しかし、市条例と他の法令等を同列に扱うべきではなく、既に区域を指定しているからといって、市条例と他の法令等が同じ目的を達成するものではなく、市の責務において、自然環境を保全することが望ましいということ。また、生物多様性の保全の観点から岸和田市の文化も守ることができるという意味でも重要なことであると結論づけ、市の環境施策として必要な規定であるため、市条例による保全区域の指定

は引き続き運用することとし、これと関連する第 69 条から第 76 条まで、同じく引き続いて運用するというのを部会からの検討結果とします。

次に(4)の現状変更行為の届出については、市街化調整区域内の 1,000 m²以上の区域で自然環境の保全等に影響を与えるおそれのある行為に関して、緑地の確保を求めるという規定で、既に他の法令等の基準の方が市条例より緑地割合が高いという規定もあり、他の法令等で届出等されている場合は重複規制を避けるため、市条例の届出については適用除外にするということを条例の施行規則で定めるというものです。これを部会の検討結果としております。

次の(5)の「参画と協働による自然環境の保全等」に関して、他の法令等で同様の規定がなされているものについて、引き続き運用することの要否を検討しましたが、その全てに関して、市として必要な施策であるという検討結果となり、引き続き運用することとしました。これが第 79 条から第 84 条までとなります。

最後の(6)は岸和田市環境審議会の専門部会である環境政策専門部会の開催日を記載しております。

資料 4 の部会報告では、最後の 9 ページの「おわりに」として、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを願い、将来の社会情勢の変化にも対応しながら適切に環境施策を推進されることを市に要望し、部会報告の結びとしました。

簡単にまとめますと、第 2 章に、適切な条文を追記するという。第 77 条に(4)に書いてあることを追記することで、後は現状維持ということを経済政策専門部会からの条例改正の報告ということにさせていただきます。以上です。ご審議よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。コンパクトにまとめてご説明をいただきました。ご説明ございましたように、こちらの特に自然環境に関連することですが、生物多様性という新しい大きな取組が出てきて、それをうまく進めるためにもう一度条例をしっかりと機能させていきたい。それから、もう一つは従来からある自然環境保全区域等の市の施策について、国や府において同様の施策があるが、重複にならないかということをご丁寧に見ていただきまして、市として大事である、特に二重になるようなところにつきましては、先ほどの適用除外というような話がありましたが、施行規則で細かく定めるという配慮も含めてしっかりと点検を行っていただいたということでございます。これにつきまして、特に自然の関係はご専門の団体の方もいらっしゃると思うので、ご質問やご意見ございましたら、お願いします。

(委員)

私は専門家でもない、本当に一市民ですが、2013 年から 2016 年にかけて、未来に残したい神於山の植物という写真集の発行のために山を歩き回りました。どんな植物があるか、専門家でないので、良く知っている仲間と一緒に、分からない時には自然資料館の館長に聞きに行き、600 種以上の植物を確認しました。そうして山を歩いている間に、ダンプカーやいろんな重機が入り込んで、山の周辺に裸地がどんどん広がって、丘陵開発が進んでいるんです。最初、その丘陵開発の計画があるというのを聞いた時に、丘陵の開発というのはどんなものなのか、イメージが湧かなかったんです。海辺に工場を誘致した時に工場を建てた企業は塩害に苦しんでいるので、山手に工場の建設地が欲しいと思っていて、丘陵開発が進んでいるんだと。それに加えて、20 万人都市を目指して、個別の住宅地を造成しているというようなことが聞こえてきたりして、車を持っていないと生活できないところに新しく家を建てる人がいるのかなと思っていたら、何年先か知りませんが、和泉中央駅から線路が延伸されるという話も聞こえてくる。

そうすると山手は、和泉市のように変わっていくのかと、素人なので何も分からないで、周りから聞こえてくる情報だけで色々イメージをしていたら、山がどんどん崩されて、崩されたおかげで大阪層群からたくさん新しい化石を発見しているというような情報も来る。じゃあ開発は良いこともあるのかと思ったり、何か訳が分からない状況がどんどん進んでいく訳です。それを縮小したり止めたりはできるのか、それを判断するのは一体誰なのか。開発が進んで、最後の一戸が売り出されれば、丘陵開発を担当している課がなくなるということを聞いた。この自然環境を破壊している開発という大きな事業と、それを阻止したいと思う市民がいた時に、こういう専門部会で検討なされた条例はどんな関係があるのかと思って読むんですけど、分かりにくい。一方で岸和田市生物多様性地域戦略 2014 を読んでみると、生物多様性を破壊する最たる理由は開発だと書いてある。だから、どこで折り合いをつけて考えたら良いのかというのが、素朴な一市民の、意見というより感想なんですね。専門委員の中に入っている神於山保全くらぶの田口さんに、私が色々疑問に思うことをぶつけていると、あなたはいつもそうして感情的に判断する、と言われるんですが、私の手元には、神於山の周辺が変わっていく様子が目に見えているだけで、きちんとした資料は何もないんですね。ですから反論ができない。困ったなと思っていて、今、きしわだ自然資料館で、植物がたくさんある神於山の自然、そしてその周辺の環境にもっと目を向ける市民が増えて欲しいなという想いで、写真展を開催しているんです。神於山では、神於山保全くらぶだけが活動しているのではなくて、シャープ社友会などがずっと保全活動している中で、シャープ社友会は、フクロウの繁殖に非常に貢献をされているんですね。シャープの森で、フクロウが入れるような大きな巣箱を何箇所にも設置して、既に最近毎年と言って良いほど産卵され、抱卵し、孵化し、そして巣立ち雛を送り出している訳です。周りがどんどん裸地になっていくので、せっかく孵化したフクロウの雛が育つだけの餌があるのだろうかとか心配になっています。一方、昨日鳥調査をしてきたんですけど、ものすごく鳥が少なくなっていて、特にワシタカの発見が少なくなっている。オオタカなんて、私たちは2、3年前から見えていません。もちろん鳥調査が専門ではなく、またその時期も色々あり、活動の合間に調査していますので、そこで得た資料が完璧な参考資料になると思っていないんですけど、感覚としては、タカやノスリを見る回数が減っている気がします。ですから、私は環境破壊と断定して言ってしまいたくなるような丘陵開発事業なんですが、生物多様性の保全も含めて、自然環境にプラスになるような条例なのかどうか、それが知りたいなと思っています。私も先何年生きられるか分からないですけど、10年後の神於山は大きく変わっているんじゃないかと。しかもその周辺も、国道170号に近いところは工場群が立ち、住宅が250戸もできたら、やはり神於山は変わるんじゃないかなと思います。いつまでもこのまま神於山が存在し続ける訳はないのは承知していますが、神於山がマイナスの環境に行くのであれば、岸和田市民の宝物を失うことになる、財産を失っていくんじゃないかということを心配しています。最近の神於山の周辺の様子を見て、いつも思っていることなので、言わせていただきました。

(会長)

ありがとうございます。丘陵地の開発を例にとっていただいて、非常に具体的な、条例というものが果たして自然環境を保全するという大きな目的に対して、担保できるのかということを真正面からぶつけられたご質問だと思うんですが、いかがですか。

(環境政策専門部会長)

私がこの部会長を受けさせていただいた時、他の条例がどうであれ、ここがすべき、環境部門が守るべきものは守らないといけないという立場で条例の見直しをしようと思っていました。その結果、ここは

やはり、他の条例があるけども、残さないと言うべきことが言えないでしょうと考えて、残すことになったという経緯があります。ですから、その点に関しては、ここでもまだ言える、というか規制ができる状態にしたというのが、今回の検討結果になっています。ご理解ください。

（会長）

自然環境保全区域を指定するということですね。具体的な丘陵地区の開発は、岸和田市の中にそういう部署を設けて進めている訳ですが、そもそもの経緯やどのように折り合いをつけていくのか、神於山の保全という観点とどのようにバランスを取っていくというような捉え方をされているのかということについて、何かご発言いただけるようなところはありますか。

（事務局）

今日、即回答ということにはならないと思いますが、本日ご意見いただいたということで、記録として残しておきたいと思います。神於山に関しては、自然再生推進法で区域設定されておりますので、そこは守られておるんですけど、ご指摘の丘陵地区整備のことですので、担当する課がございまして、そこで当課も関わっております、オオタカ調査委員会なるものがあり、そこでオオタカの動向等確認をしております。そういったことも含めて、丘陵地区整備課の方に伝えたいと思います。

（会長）

ありがとうございます。委員のご指摘というか、投げかけは非常に重いもので、果たしてこの条例だけで担保できるかという話にもなってきます。色々考えないといけないことがあって、いろんな考え方をもった人が市の中に住んでいて、みんなで折り合って暮らしていく訳なので、解決策というのは難しい訳ですよね。その中で最低限皆さんにコンセンサスが得られる貴重な自然などを守っていきましょうということ、そのためにはルールが必要ですよということ、条例というものが作られている。その条例を、きちんとこれからも活用していくために、条例の内容につきましては、ご議論いただいて、先ほど部会長から報告ありましたように、この条例は絶対残さないといけない。特に保全区域のところは、岸和田にとって絶対必要です、取り得る環境保全の手段ですということで、ルールはきちんと残しましたという話ですね。そこは、委員も異論はないと思いますが、それで十分かという話がありますよね。それは条例だけで対応できるかという話がありますし、もう一つは特に今例に出されました丘陵地区ですね。丘陵地区については、恐らく具体的な話なので、神於山との関わり、神於山の保全の中で、周辺地区の捉え方が、どのように位置付けられるのか、これは専門家の観点からのご意見いただいて、具体的な守るべき生物種にも組み込んで考えていかないといけない、個別に考えていかないといけない話だと思いますので、それをするには、おそらく材料も情報もないと思いますので、事務局から話があったように、一旦整理をして、また時間をとって、この点につきましては、是非議論していきたいと思います。今回は岸和田市の自然環境保全区域を規定する条例があるということで、それを改めて認識させていただける機会になればと思っています。

（委員）

私は環境の専門家でも何でもありませんが、農協が丘陵地区に農産物直売所の愛彩ランドを整備して、運営していますので、当然今言われた範囲の中で開発をした組織には間違いないので、少しその辺を農協という立場で説明をさせていただきたい部分がございます。暮らしということで、当然農業をしている人も、地域の中で一定のレベル以上で活動していただく必要があるのかなと思っています。私どもは農協ですので、農産物そのものが命を繋いでいくための食料を生産しているというある意味非常に大事な産業だとい

う想いでやらせていただいているのですが、当然、より良い地域やより良い暮らしを、個人個人どう捉えるかという問題もあるかと思うんです。一定の人がいるということがまず、地域ということを考えて時に必要かなと思いますし、その人たちが今の日本で生活するということであれば、一定の経済の循環というのにも必要だと思いますし、更にここに特に関係があります、正常な環境が常に用意されている、PM2.5がいっぱい飛んできてというようなことではなく、心地よい暮らしができるという環境の維持保全というのは大事だと思います。多分その3つのバランスを取りながら初めて成長と言えるのかなというような想いを持っています。その中で、愛彩ランドも実は当初の目標くらい生産ができて、消費者に安全で、新鮮な農産物を提供するという、一定のボリュームの目標もありますので、当然その根拠をきちんと計算した時に、約80haの農地が農業生産をして、初めてあの施設が運営できるという、経営的な部分ではないんです。この近辺の80haに近い農地が農地として活用できるということになるのかなと思います。それで、農業が自然とどう関わるのかという問題ですけど、農業は確かに耕したり、植えたりがありますけど、自然を壊してしまうと農業はできませんので、寄り添いながら、そんな形で営むのが農業だと思っていますので、一定農協としては、あそこを運営することは、確かに敷地の開発というのはありましたが、そこではない場所の約80haが農地として維持できているという、少し手前味噌ですけど、全体を眺めていただいた中で、二次的なこともあるということを理解していただきながら、考えていただけたらと思います。確かに近隣は、工場が進出したりしていますが、それとて、人が、経済がということで、どこかで補う必要もあると思いますので、全体的に岸和田市として神於山、その周辺については、一定維持をしていくということであれば、条例なんかできちんとルール付けをされて、保全していただけたら良いのかなと思います。大半の市民が、そこはそのままに置いておいてという場所を開発するということは、それはやはりルールできちっと区分けするべきだと思いますし、そんなことが条例に書かれていくのであれば、それに越したことは無いのかなと感じます。

（委員）

私も商工会議所という立場でお話させてもらうと、丘陵地区の開発計画を決める時には、自然環境として、ここは置いておくべきだという地域と、農業的土地利用を行う地域と、都市的な土地利用を行う地域を分けて工事をしています。岸和田市はその時十分議論をして、自然環境で残すところは残っていると。ただ、自然のまま置いておいても、例えば農業で今委員から話のあったように、後継者もおらず放置されていて、山火事が起こりそうな状況のところもたくさんある訳です。だから、農地として残して、緑を残したいという地権者の方は農業地域を開発者の中で取ってもらって、農業を営んでもらう、一方で、都市的利用として工場を誘致した。経済的に当時は雇用がなかった、雇用率が0.8くらいだったので、やはり産業を誘致する等して、雇用、市民が働く場所がないと生活できませんから。そういう部分もあって、十分議論をして、あの開発になったということだけ、ご理解いただかないと、闇雲にブルドーザーを入れて開発しているような印象をもたれると困ります。逆にこの専門部会の報告書を見せてもらいましたが、私は相当、自然環境の方に重きをおいた報告だと思います。事業者の場合は、府で規制しているものは府にも出し、市にも出し、また国にも出しと、同じ書類をいくつも作って出さないといけないという現状もありますので、そこらを市の方が一個一個整理していただいて、私公害規制専門部会に入っていたんですが、公害の方は、委員が専門的な知識で、これは必要ない、これは残すべきだということをきちんと整理した報告になったんですけど、この環境政策専門部会の方はどちらかと言うと、自然の方に重きをおいた報告だと私は思います。

(会長)

では、今の関連でよろしいですか。

(委員)

ボランティアの関係で、丘陵地区の愛彩ランドやその周辺にもよく行くことがあります。愛彩ランドに関しては、地場の農業を営んでいる保護者の人もいましたので、愛彩ランドができて、おばあちゃんに元気が出たとかいう子どもの声も聞いており、農業をする人の意欲にも繋がっているんだなということを感じています。敷地も広いですし、開発していても、割と自然に配慮していると感じています。ただ、丘陵地区の工場を開発しているところに関しては、現在工事車輛がたくさん入っていて、今まで木が植わっていたところが、土の埋立てで、がらりと環境は変わっているなというのはすごく感じていて、それもある意味自然災害等から、海辺よりも上の方に工場の移設することを考えたら開発も仕方ないことかなと思うんですけど、自然環境というのは、一回開発してしまったら取り戻すことができないので、今回の環境政策部会がしっかりしてくださっているのは、良いのではないかなと思いました。この中で、他法令等において、同等以上の割合で緑化義務が課されているものが存在するというのは、和泉市の方の工場がたくさんあるところだったら、桜並木が整備されたり、ごみを埋立てた上を公園にしたりとか、いろんなことをされているところがあると思うんですが、今開発している場所に、そこに来た工場やいろんな建物ができたときに、どれくらいその緑化というか、緑というものが保障されるものなのか。交通量が増えると、今まで排ガス対策ということで、緑化も含めていろんな対策が講じられてきたと思うんですけど、そういうようなものをきちんと考えて、規制もした上で、できるような法整備ができているのであれば一番良いかなと思うんですが、素人なものですから、この規制だけで、そこまできちんとできるのか、国の基準や府の基準があるから良いじゃないかではなく、本当に国の基準や府の基準が私たち岸和田市民が健康的に、心豊かに自然も含めて生きていく中の基準を満たしているものなのか、というのがよくわからないので、専門の方に教えてもらえたらなと思います。

(事務局)

資料3の(4)現状変更行為の届出についての緑化の割合のことかと思います。これは緑化の割合が高い方の届出等をしているのであれば、岸和田市環境保全条例に関しては、届出する必要はないと、適用除外のことを書かせてもらっています。例えば、宅地の造成で届出をする場合、岸和田市環境保全条例では、15%以上の緑地を設けてくださいという基準になりますが、工場等を建てる場合、大阪府自然環境保全条例では、20%の緑地を設ける協定を結ぶ規定があります。市条例では15%、大阪府条例では20%で、大阪府条例の方が多いので、そちらで届出等を行っていれば、市条例は届出不要というような適用除外項目を設けさせていただくということです。

(会長)

20%で大丈夫なんですかと言うと。

(委員)

多いほうが良いことはわかるんですけど、それが本当に私たちの将来的に満足できるものなのかわからない。

(会長)

大阪府と言いますと、市街地も含めて全てのところの開発ですよ。その中で20%緑地を確保しないといけないというのは、開発者にとって、かなりの負担だと思いますね。一方でそれで大丈夫かどうかと

というのは、おそらく周りの自然環境との関係だと思いますね。一概に言えない訳ですけど、20%の緑地を確保するというのは、私の感覚的にはかなりの緑地面積だと思います。後はその緑地の担保の仕方を、その周りにまとめて配置するのか、それとも個別に緑地が点在するのか。緑地部分を神於山の周辺にまとめた、グリーンベルトのようなものがあると、将来的にはすごく良いかなと思うんですけど、多分現行の開発行為については、その区域の中でしか扱えないので、そこだ目いっぱいやられているような印象だと思います。自然に対して、それが担保できるかというよりは、精一杯緑地として確保していただける最大値を規定したというような考え方じゃないかと思います。委員はこの辺の開発工事の話は。

（委員）

私は、丘陵地区の開発の環境モニタリングの委員も務めておりますので、当初より岸和田の丘陵地区の計画は、全て山の斜面を剥いてしまうというような計画ではなくて、残すべきところはここ、開発すべきところはここというように、当初の計画作りの段階からきちんと区域分けをしておりますので、当然今までのご意見がありましたように、環境保全をかなり重視した開発計画になっているかと思います。様々な市民の方の意見も聴取して、全く手をつけずに、このまま置いておいて欲しいという意見もありました。ただし、このまま手をつけずに放置しても、今の自然環境が、今後も維持されるということにはならないということも分かっております。ご存知のように、非常に荒廃してきておりますね。人手不足ということもありまして、地元の方も、竹やぶがどんどん増えている状況の中で、整地もせず、そのままの状態、雑木林も増えておりますし、そういう状況の中で、一定の開発をすることによって、人の手が入ることによって、整備されるチャンスも出てくる訳です。先ほど、シャープの話が出ましたが、これはやはりあの区域を一定開発することによって、企業さんの力も借りることができた訳ですし、いろんなNPOの方たちも入りやすくなってきた訳なんですね。だから当然、フクロウの話も出しましたが、フクロウがいるということは、生物多様性があるという証拠でもありますので、これを維持するために、全て開発するのではなくて、フクロウの餌が確保できるようなところも、きちんと残しておくという認識の中で計画づくりはできております。今はまだ工事中ですので、地肌が目立つところもあるかと思いますが、今後工場が建ったり、住宅が建ったりする中で、修復される部分がかなり出てくるのではないかなと思っております。別に私は、丘陵地区整備課の代理でもなんでもないですけど、もう少し様子を見ていただきたいなと思います。

（会長）

ありがとうございます。自然再生推進法の関連もありますし、具体的な丘陵地区っていうのをもう一度点検する機会、皆で考える機会というのはあっても良いのかなと思います。私も以前樹木の保全ですとか、身近な自然を保全することについて、研究を手がけたこともあります。突き詰めていくとその土地は誰の持ち物なんだと、誰が所有、誰がその持ち物をコントロールできるのかという、所有権という法律上の大事な問題にまで踏み込まないと担保できなくて、日本という国は、昔から個人の所有する所有権というものをすごく大事にしてきたという法律の伝統がありますので、それに対して公共なり、公的な目的のためにそれを利用していくためには、社会的なコンセンサス、これは公園として使っていく、これは道路として使っていくということを積み重ねて、国民なり、地域住民が納得して進めていくというような、価値規範というか、そういうことを積み重ねてきている社会においては、すんなり進む訳ですが、日本ではなかなかそのようにいかなくて、なんとか最低限守らないといけないものを守るためにどうしたら良いかということで作られているのが、こういうゾーニングっていうんですかね。区域を指定して、規制して

いくということなので、正にそれが個人の持ち物とのせめぎ合いになってくると思います。こういう条例がなかったら、まばらに乱開発がされていくと思いますので、それに対してきちんと歯止めがかけられているということは間違いのないと思いますし、放っておくと個別に穴あき状態で開発がされるので、先ほど委員がおっしゃったように最初に土地利用の方針を大きく決めて進められているということは、すごく大事な話かなと思いますので、そういうことを丘陵開発に対して再度確認するようなプロセスがあっても良いのかなと思います。現状のいろんな誓約や現実の問題に対してどう適応していけば良いのかということは、なかなか難しい訳ですが、この条例に関しては、一定の役割を果たしているということは、皆さんにもご理解いただけたと思います。それについて、丁寧に見直し、確認をしていただいたことについても、ご理解いただけたかなと思います。前半の公害規制専門部会の検討結果、そして環境政策専門部会の検討結果を含めまして、まずこの条例という土俵において、今回見直した結果については、この部会報告を答申とさせていただきますということでよろしいですか。ありがとうございます。では、答申の形としては部会報告のとおりということにさせていただきます。非常に貴重なご意見をいただきましたので、特に条例というのは実際にそれが活用、担保されてこそ、その意味を持つものだと思いますので、本日のいただいたご意見、先ほどの丘陵地区の話も含めて、今後の施策の中で活かしていただきたいと思います。ではまた、この答申の確認作業につきましては、私、そして各部長、事務局において確認をさせていただきたいと思います。ご一任をいただければと思っております。それでは、本日の審議事項でございました「岸和田市環境保全条例の改正について」は、これで審議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

● 報告事項「岸和田市環境計画の進捗状況について」

(会長)

それでは、報告事項の「岸和田市環境計画の進捗状況について」事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料5と資料6について説明をさせていただきます。

まず、岸和田市環境保全条例第6条では環境計画の策定等について規定されており、第6条第1項で市は、環境の保全等に取り組むため環境計画を策定するものとする。第2項では、市は、環境計画に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、実施した施策の状況について報告書を作成し、これを公表するものとする、と規定されています。資料6の環境白書が第6条第2項に規定された報告書にあたり、ホームページにおいて公表します。また、環境計画では、第4次岸和田市総合計画まちづくりビジョンや他の関連計画、都市計画マスタープランや緑の基本計画に留意しつつ、4つの基本目標を掲げています。本日差し替えさせていただきました資料5につきましては、資料6の環境白書の6ページと7ページを抜き出したものになりまして、環境計画の環境指標と、目標の目安について進捗状況をまとめたものになっております。資料5の岸和田市環境施策のみで説明をさせていただきます。

環境計画、一つ目の基本目標1「生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る」こととして、4つの指標があります。その一つ目が「人工海浜で確認された生きもの数」です。本市では、阪南2区のちきりアイランドに人工干潟があり、毎年、生物の調査が実施されており、右の進捗状況に記載のとおり貝類から鳥類まで計357種の生息を確認しております。これは「ちきりアイランドの人工干潟における環境保全活動実践業務報告書」に記載の数値でございまして、報告書は毎年作成されております。より多くの生きものの生息を目指そうとするものでございます。二つ目の指標は「市民一人当たりの都市公園面積」でございまして。これは第4次岸和田市総合計画のまちづくりビジョンの目指そう値の平成29年度目標で一

人当たり 8.4 ㎡に対しまして、平成 29 年度実績では一人当たり 8.6 ㎡の面積でございます。三つ目の指標は「施設緑地面積」です。これも市のまちづくりビジョンの目指そう値の目標 342 ha に対し、平成 29 年度実績では 345.05 ha となっております。四つ目の指標「里山保全活動数」は、本市の里山である神於山で関係団体が実際に活動された人数を報告しております。2,106 人が平成 29 年度 1 年間で活動しております。

次の基本目標 2「健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する」では、2つの環境指標を定めております。一つ目は 大気、水質、騒音、地下水、ダイオキシン類の項目で環境基準の達成を目指すものでございます。大気では、光化学オキシダントが環境基準を超過しましたが、その他の項目は環境基準を達成しています。有害大気汚染物質は環境基準を達成しております。騒音では、一般地域の5地点の調査で環境基準を達成し、道路に面する地域での調査では 95.1%の達成、航空機の調査では環境基準を達成しております。水質では、健康項目は環境基準を達成しております。牛滝川的生活環境項目の大腸菌群数が超過しましたが、その他の項目は環境基準を達成しています。地下水の調査では環境基準を達成しております。ダイオキシン類は環境基準を達成しております。基本目標 2 の二つ目の指標は生活排水適正処理割合です。これもまちづくりビジョンの目指そう値の目標の 89.9%のところ、平成 29 年度実績で 89.1% となっております。

次の基本目標 3「持続可能な循環型社会を形成する」では、4つの指標を定めております。一つ目が「市民 1 人当たりの年間温室効果ガス排出量」を取り上げております。平成 23 年度策定の岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）では平成 32 年度目標値 4 t の目標に対して、平成 27 年度実績では 6.6 t となっております。二つ目の指標項目が「市民一人 1 日当たりの一般家庭普通ごみ排出量」を取り上げ、これもまちづくりビジョンの目指そう値の目標 384.2 g に対し、平成 29 年度実績では 408.4 g となっております。三つ目の指標「事業系ごみ年間排出量」もまちづくりビジョンの目指そう値の目標 24,536 t に対し、平成 29 年度の実績では 31,958 t となっております。四つ目の指標「リサイクル率」もまちづくりビジョンの目指そう値の目標 18%に対し、平成 29 年度の実績では 13.7%となっております。

最後に基本目標 4「環境を大切にしたい価値観の醸成と活動を促進する」では、「地域の環境保全活動数」を指標として、環境フェアの来場者・市内を流れる 3 つの河川の清掃参加人数などを取り上げ、平成 29 年度実績では 2,989 人となっており、毎年、増加を目指すものでございます。報告は、以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。今報告をいただいたとおりでございます。進捗状況についてご質問ご意見等ございましたら承りたいと思います。

（委員）

資料 5 の裏面、市民 1 人当たりの年間温室効果ガス排出量という部分ですが、環境白書を見てもそうなんですが、大気や水のデータは平成 29 年のデータがあるのに、これはなぜ平成 27 年度なんでしょうか。

（事務局）

経済産業省から公表される都道府県別エネルギー消費統計調査の数値が 2 年遅れでの公表となっておりますので、平成 29 年度につきましては、平成 27 年度の数値が公表されることになるんです。なので、平成 29 年に算出できるのが平成 27 年の値となり、このような形となっております。

（委員）

電力小売自由化になって、データが入ってこなくなったからではないんですね。

(事務局)

はい。電気の使用量はわかっているんです。

(委員)

電力小売自由化になっても、電気の使用量ってわかるんですか。

(事務局)

それについては、今年から、全部把握できなくなっています。

(委員)

そうですね。関西電力さんだけは算出できないですからね。

(会長)

そのほか、ございますか。

(委員)

岸和田女性会議でサロン・ドゥ・GOMIというごみ問題について考える活動をしているので、いつも岸和田市の環境課とは話し合いを持たせていただいています。リサイクル率を上げるために、岸和田市の分別収集、特にペットボトルだけでも、各家庭に徹底していただけるように、わかりやすいパンフレット、ポスターを環境課が作ってくださったので、しっかりそれを市民の方に浸透させていただいて、リサイクル率がもっと上がるように頑張らせていただけたらと思うんです。私たちも協力できるところはしたいと思いますので、しっかり環境課の方にも外に宣伝に出ていただけたらありがたいなと思います。

(委員)

地方へ行くと、太陽光発電施設が、放置水田とか耕作放棄地かもしれないんですけど、ものすごい広範囲にため池や農地の上に、設置されています。電気の面からすると、大規模に設置するのは良いんだけど、緑が二酸化炭素を吸うという観点からすると、緑の上に太陽光パネルを置くというのはどうなのかなと考えています。もう一つは、エネルギー問題からは少し外れるかもしれませんが、私は、今は容器に穴が空いたのでないんですが、雨水を溜めるタンクを長い間庭に置いており、雨水を散水する時に使ってきました。また、コンポストを2基置いて、生ごみは自家処理して、普通ごみに出していないんです。そういう個人的にできるコンポストの拡がり、あまり聞かない。聞かないというより、自分の家を建ててもコンポストを置く場所がない。車を置くために、コンクリートあるいは砂利を敷き詰めて、コンポストを置く場所がないという家がどんどん増えています。もちろん生垣もないです。草花を植えたプランターをたくさん置いているだけ。いろんなことを考えていけば、市が大きな働きかけを市民にしているんでしょうけど、世の中の流れが二酸化炭素を減らすような動きになっていない。ごみを減らすような方向になっていない。という現実があるような気がしています。少し感想めいてすいません。

(委員)

市民1人1日当たりの一般家庭普通ごみの排出量についてですけど、私たち消費生活研究会では、ごみというか、リサイクルできるものを要らない人から要る人に手渡して、不用品交換即売会というものを、春と秋に2回開催しておりまして、できるだけごみとして出さないようにという岸和田市の方針に従って、何十年もこの活動をさせていただいております。断捨離という言葉が、私たちの世代で流行していますが、家の中にはたくさんものを溜め過ぎている人たちがいるんですね。本当に要らないものを処理したいんですけど、それをたくさん私たちのところに売ってくださいという形で持ってこられるんです。大

量消費してきた時代のツケとして、家庭に眠ったたくさんのものが寄付されています。このたくさんのごみはどうするんだろうかと思っています。

（会長）

はい、ありがとうございました。一つひとつこの審議会の議論として深めていかないと先が見えない、解決策が見えない、重い課題があるんですが、今いただいたことは問題意識として、共有したいと思います。関連して、進捗状況でいただいた数値をざっと見たときに、今、現在は良い方向に向かっているのか、悪い方向に向かっているのか、というのが少し分かりにくいかなという印象は持ちました。例えば、里山の保全活動者数、これは状態の指標なので、2,106 人というのは去年から増えたのか。地域の環境保全活動数、この人数は去年から増えたのか。この一覧だけでは少しわかりにくい。それから環境基準を達成しているところ、していないところがあるんですが、去年はどうだったのか。もし良ければ、横長でも良いので、経年で見られるようになっていて、皆さんも追いかけやすいのかなと思います。これも感想ですので、今時点で説明を求めるものではございません。せっかくですので、申し上げたいことございましたら是非。特に発言をしてらっしゃらない委員の方々に一言ずつでもいただけたら。

（委員）

手短に三点。委員からもあったように、再生可能エネルギーと環境問題のトレードオフというか、エネルギー導入したら環境が破壊してというのが、条例からアセスに格上げになる直前くらいまで話が出ていて、環境省でも今委員会が立ち上がっているの、岸和田も再生可能エネルギーを導入する時は、環境とのトレードオフをよくよく注意してご指導いただけるようにした方が良いと思います。二点目ですけど、環境白書のP12の6の、炭素の話です。（削減率を）90年度比で出していますが、既にパリ協定が始まって、2013年ベースで2030年までに日本だと26%の削減を約束しているので、できたら国際標準に合わせて是非13年比も併記されると良いと思います。三点目は先ほどの神於山のお話です。私は環境省の第五次環境基本計画に携わっていたんですけど、環境省としては、人間社会と山の関係が切れてしまっていたのをもう一回、地域循環共生圏という名前を付けて、山で得られた資源を社会の側が使って、また社会の側で儲けたものを山に戻してというような循環を作るということを、四つの省が連携して推し進めている事業ですので、是非神於山も地域循環共生圏のモデルケースとなるような使い方をさせていただけたらと思います。

（委員）

本日は私1回目でございますので、流れの勉強させてもらった訳でございますけど、一番話題になりました神於山は、いろんな問題があると思いますが、やはりヒトと動物なり植物なり協働できるような環境の整備をしたら良いと思います。これはなかなか難しい個人的な土地の所有や管理方法の問題とかがあると思います。そこをこれからまた勉強させていただいて、意見を述べさせていただきたいと思います。

（会長）

貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。特に第五次環境基本計画の地域循環共生圏というのはすごく大事な話で、もう一度その新しい枠組み、国の掲げている目標に照らして、岸和田は当初から先進的にボトムアップで積み上げて、大事なことを継続していらっしゃると思いますので、しっかりとそれを大きく国全体が目指している方向と照らして、市民の方々に分かりやすくこういう位置づけなんですよということをお示しいただくこともすごく大事な役割だと思いますので、本日賜りましたたくさんのご意見を踏まえて、環境施策の方に活かしていただけたらと思います。様々ご意見もいただきましたが、

答申につきましては、部会の検討結果を以って答申と変えさせていただきます。それから、それに付随して様々な正に今皆さま方が思い描いていらっしゃる問題意識をしっかりと共有させていただきましたので、これを基に、今回はこれが命題でしたので、この諮問に対して一旦区切りを付けていただいた上で、今後具体的な施策の点検や検討に繋げていければと思います。その他として事務局から。

● その他

（事務局）

昨年の審議会で、岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について、諮問させていただきました。今年度、温暖化対策専門部会で審議を開始する予定でしたが、改訂作業を進めることができませんでした。この場でお詫び申し上げます。来年度、改めて仕切rinaおしたいと考えております。その中で、先ほど委員からご指摘あった基準年度の問題などは新計画の方で、きっちり反映させていきたいと考えております。また、温暖化対策専門部会の委員の皆さまには、部会への協力依頼を送付させていただくとともに、スケジュールが変更になったことでご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

来年度、本日もご指摘いただいたようなことも含めて、温暖化対策専門部会の方について、検討、反映していただければと思います。動き出すということで、朗報でございます。以上で本日の予定全て終わりました。進行にご協力いただきまして、改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございます。それでは事務局へ進行をお返ししたいと思います。

（事務局）

ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会を終了いたします。